

会議開催のお知らせ

令和7年度第1回盛岡市男女共同参画審議会を次のとおり開催します。

令和7年8月20日

盛岡市男女共同参画審議会

1 開催日時

令和7年8月29日（金）10時00分～（1時間半程度）

2 開催場所

プラザおでって3階特別会議室

3 内 容（予定）

- (1) 第3次盛岡市男女共同参画推進計画の進捗状況について
（令和6年度実績及び令和7年度取組）
- (2) 特定事業主行動計画の進捗状況について（職員課）
- (3) もりおか女性センターのあり方・名称に関するアンケートの実施結果について

4 傍聴定員

5名

5 傍聴の可否及び手続き

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴を希望する方は当日会場で受付を行いますので、9時45分までに会場にお越しください。なお、同時刻以降は入室できません。
- (3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。

6 問い合わせ先

盛岡市市民部市民協働推進課男女共同参画推進室（電話：626-7525）

盛岡市男女共同参画審議会傍聴要領

1 趣 旨

この要領は、盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の 15 分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻の 15 分前を過ぎた場合は、入室できません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。